

定住交流課 Instagram

「福島市定住交流課（公式）ふくしま days」運用管理要綱

（趣旨）

第1条 定住交流課（以下、「当課」という。）は、民間ソーシャルメディアを利用し、福島市で暮らす魅力を発信するにあたり、その運用管理及びセキュリティを確保するため福島市 Instagram 運用管理要綱及び福島市情報セキュリティポリシーに定めるもののほか、必要な事項を本要綱に定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意味は、次の各号に定めるところによる。

（1）フォロー

特定のアカウントの情報を自身のタイムライン上で確認できるようにする行為。

（アカウント情報）

第3条 運営するアカウントの名称を「福島市定住交流課（公式）ふくしま days」とし、アカウントの情報を以下のとおり定める。

（1）利用する民間ソーシャルメディアは「Instagram」とする。

（2）アカウントは、「fukushima_days_official」とする。

（3）アカウントページ URL は、「https://instagram.com/fukushima_days_official/」とする。

（4）アカウントページ運用者は、市民・文化スポーツ部 定住交流課とする。

（目的）

第4条 福島の風景、食や文化、暮らす人々など日々の暮らしの中で感じ取れる日常の一コマを発信することにより、福島市で暮らすことの素晴らしさをより多くの方にお届けし、移住・定住につなげること、また、利用者とコミュニケーションを図ることにより福島市のファン作りや関係人口の創出につなげることを目的とする。

（投稿）

第5条 当課は若年層及び移住に関心がある層をメインターゲットとし、福島での日々の暮らしの中で感じ取ることができる日常の写真、動画を投稿するものとする。

2 当課は、投稿にあたり、次の各号に掲げる点に注意しなければならない。

（1）原則として開庁時間内に行うものとする。

（2）福島市内及びふくしま田園中枢都市圏8市町村（二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村）内で撮影された写真、動画とする。

（3）写真、動画により特定の店舗や商品名に偏りが出ないよう努める。

（4）人物を撮影する場合は、本人に許可を得るものとする。

（5）投稿内容について、事前に所属長の決裁を受けるものとする。

（6）必要に応じてフォローを行うものとする。

（7）投稿に付されたコメントについては適宜返信を行うものとする。ただし第9条に該当すると思われるものを除く。

（8）#ふくしま days が付された一般の投稿のうち、本条第2号に該当するものに限り「いいね」をすることができ、魅力発信に資する投稿があった場合、リポスト等を行うことができる。

(ふくしま days フォトグラファー)

第6条 当課は、前条第8号に該当する投稿者を総じて「ふくしま days フォトグラファー」（以下「フォトグラファー」という。）と呼称し、次の各号に掲げる点を定めた上でともに情報発信を行う。

- (1) フォトグラファーは当アカウントをフォローすること
- (2) 当課はリポストを予告なく実施すること及び投稿元のアカウント情報を明記すること
- (3) 投稿された写真等が第三者の著作権を侵害する等、不適切であることが判明した場合、投稿が削除されること
- 3 フォトグラファーの身分は、ボランティアとする。
- 4 定住交流課長は、フォトグラファーが次の各号のいずれかに該当する場合は、対象となる投稿を削除することができる。
 - (1) 本人から投稿削除の願い出があったとき。
 - (2) 法令等に違反したとき。
 - (3) フォトグラファーとしてふさわしくない非行があったとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、定住交流課長が適当でないと認めたとき。

(リポスト)

第7条 当課は他のアカウントのうち次の各号に掲げる基準を満たす投稿をリポストすることができる。

- (1) 当課指定のハッシュタグが付された投稿
- (2) 福島市内及びふくしま田園中枢都市圏8市町村（二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯館村）内で撮影された写真
- (3) 正確かつ規則に違反していない投稿
- (4) 人物が特定される場合は、撮影許可を得ている投稿

(知的財産権)

第8条 当アカウントに投稿された写真、動画や文章に関する知的財産権（著作権などの全ての権利）は当課または現著作者に帰属するものとし、その内容について、インスタグラム上の「リポスト」や「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

(コメントの削除)

第9条 当アカウントに対する利用者のコメントについて、次の各号に該当すると判断される場合は、当課は事前に通知することなくInstagram運営会社に通報、またはコメントを削除することができる。

- (1) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (2) 当アカウントの掲載内容と関係がないと思われる内容
- (3) 福島市や第三者を誹謗中傷し、名誉や信用を傷付ける内容
- (4) 福島市を含む他者になりますなど虚偽や事実と異なる内容
- (5) 政治や選挙、宗教活動またはこれらに類似する内容
- (6) 法律または法令などに違反している、または違反する恐れがある内容
- (7) わいせつな内容を含む不適切な内容
- (8) 広告・宣伝・勧誘・営業活動、その他営利を目的とした内容
- (9) 福島市や第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容

- (10) Instagram 利用規約に反する内容
- (11) その他、定住交流課長が不適切と判断した内容

(免責事項)

第10条 当課の免責事項については次の各号のとおり定めることとする。

- (1) 発信する情報は、正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう細心の注意を払うが、その全てを保証するものではない。
- (2) 当アカウントに投稿されたコメントについて一切の責任を負わない。
- (3) 上記(1)、(2)の他、当アカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、当課は一切の責任を負わない。
- (4) 内容や運用方針は予告なく変更することあること。

(トラブル等への対応)

第11条 当課職員は、アカウントの乗っ取り、不正利用及び投稿に対する批判等の投稿が連鎖的に続く状態が確認された場合、速やかに所属長、広聴広報課長及び情報企画課長と協議を行い、対応を実施しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。